○九州地方整備局告示第四十三号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和二年九州地方整備局告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該促進区域内海域の占用及び土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課される消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により非課税とされるものである場合においては、別表により算出した額とする。	長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該促進区域内海域の占用及び土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課される消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六条第一項の規定により非課税とされるものである場合においては、別表により算出した額とする。

別表

一　占用料

占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（チェーン、ワイヤー等及びケーブルを除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	百円
漁業用施設		二十円
その他		五十円
（略）		

二　（略）

占用区分	単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（チェーン、ワイヤー等及びケーブルを除く。）	占用面積一平方メートルにつき一年	百円
漁業用施設		二十円
その他		五十円
（略）		

二　（略）

附　則

この告示は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○九州地方整備局告示第四十四号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和四年九州地方整備局告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。